

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）：、19年度 112百万円、20年度 112百万円）。

今後も、都道府県警察に対して、本制度の適切な運用を指導していく。

医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、平成18年7月、地方社会保険事務局に対し、

- ・犯罪被害者等が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるかどうか、現状把握に努めること
- ・具体的にそのような事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うことを指示した。

現時点においては、このような事案に係る報告は受けていないが、仮に、そのような事例があれば、地方社会保険事務局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者等の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

今後も、地方厚生局などと連携して、引き続き適切な対応をしていく。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により一部負担している。

オウム真理教犯罪被害者等の救済

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（議員立法）が、平成20年6月11日に可決、成立し、同月18日に公布された（公布の日から起算して6月を経過した日である12月18日から施行。平成20年法律第80号）。

これにより、オウム真理教による一定の犯罪行為（松本サリン事件、地下鉄サリン事件など）によって死亡した被害者の遺族には2千万円、当該犯罪行為により障害が残った被害者にはその障害の程度に応じて最高3千万円、当該犯罪行為により傷病を負った被害者にはその傷病の程度に応じて最高100万円が支給されることとなる。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

公営住宅への優先入居等

国土交通省において、平成17年度、配偶者からの暴力被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能とするとともに、犯罪被害者等について公営住宅への優先入居や目的外使用などに係るガイドラインを策定して、事業主体の判断により優先入

居を実施するとともに、入居に関する情報提供を警察庁と連携して行っている。

機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借り上げなどの要請があった場合は、柔軟に対応していく。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

一時避難場所の確保

警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、自宅が破壊されるな

ど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借りに要する経費：19年度 32百万円、20年度 32百万円）。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

事業主等の理解の増進

厚生労働省において、母子家庭の母などが犯罪被害により求職活動に困難を伴う場合に、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業（「試行雇用奨励金」の支給）を実施している。平成19年度の支給実績（母子家庭の母等試行雇用奨励金全体）は、261人に対し約3,200万円であった。

公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

犯罪被害者等の雇用管理に関する相談などについては、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う中小企業事業主などに対する雇用管理の改善に関する相談業務（<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>）の中で実施することとしているが、平成20年6月現在、事業主からの犯罪被害者等の雇用管理に関する相談は、寄せられていない。同センターでは、雇用管理講習会（<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>）において犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマを取り上げ、中小企業事業主などへ情報提供を行っている。

また、平成19年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施した以下の

職員研修で、犯罪被害者等への理解に資するテーマ（犯罪被害者等の置かれている状況など）を取り上げた。

- ・公共職業安定所長研修
- ・公共職業安定所課長・統括職業指導官研修
- ・職業安定行政職員上級研修

平成20年度においては、労働行政職員基礎研修のほか、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修において同テーマを取り上げる。

個別労働紛争解決制度の活用等

厚生労働省において、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（平成13年法律第112号）に基づき、個別労働紛争解決制度（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）について、ホームページやポスターを活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、平成18年度、犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、アンケートを実